

D004 穿刺液・採取液検査

D004 穿刺液・採取液検査 1～13 (※略)	
14 リン酸化タウ蛋白 (髄液)	641 点
15 アミロイドβ42/40 比 (髄液)	1,282 点
16～18 (※略)	

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和6年3月5日 保医発0305第4号)

告示	通知
<p>注 区分番号 D007 に掲げる血液化学検査、区分番号 D008 に掲げる内分泌学的検査、区分番号 D009 に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号 D010 に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。</p>	<p>(1)～(11)、(14) (※略)</p> <p>(12) 「14」のリン酸化タウ蛋白 (髄液) は、認知症の診断を目的に、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>(13) アミロイドβ42/40 比 (髄液)</p> <p>ア 「15」のアミロイドβ42/40 比 (髄液) は、厚生労働省の定めるレカネマブ (遺伝子組換え) 製剤に係る最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、レカネマブ (遺伝子組換え) 製剤の投与の可否を判断する目的でアミロイド β 病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA 法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド 1-42 及びβ-アミロイド 1-40 を同時に測定した場合、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、レカネマブ (遺伝子組換え) 製剤の投与中止後に初回投与から18 か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白 (髄液) と併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</p>